

御嵩町空家等及び所有者不明土地等対策計画（案） に関するパブリックコメントについて

案件名	御嵩町空家等及び所有者不明土地等対策計画（案）
募集期間	令和5年2月16日（木）～令和5年3月7日（火）
問合せ先	御嵩町役場 総務防災課 防災安全係 TEL：0574-67-2111（内線2207）FAX：0574-67-1999 E-mail：bousai@town.mitake.lg.jp

1. 概要

本町では、平成27年5月に完全施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、平成30年7月に「御嵩町空家等対策計画」を策定し、適切な管理がなされていない空家等が安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたり問題を生じさせていることに鑑み、管理の適正化と利用の円滑化を図るため、各種施策に取り組んできました。

このたび、令和4年11月1日に施行された「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律」も踏まえ、所有者不明土地等に対する勧告などを含めた対策を総合的かつ計画的に実施するため、『発生予防』『解消』『利活用』の視点を取り入れた「御嵩町空家等及び所有者不明土地等対策計画（案）」を作成しましたので、この案を公表し、皆さまからのご意見等を募集します。

2. 意見を募集する資料

御嵩町空家等及び所有者不明土地等対策計画（案）

3. 公表の場所

- ①御嵩町ホームページ
- ②御嵩町役場 総務防災課の窓口
- ③各出張所（上之郷、中、伏見）の窓口

4. 意見の提出様式

意見記入用紙（ホームページ内）又は任意様式

5. 意見の提出方法

令和5年3月7日（火）【必着】までに、氏名（※）、年齢、住所（※）、連絡先（電話番号・メールアドレス等）、ご意見（※必須項目）を記入の上、次のいずれかの方法でご提出ください。

- ① 持参：御嵩町役場 総務防災課の窓口、各出張所（上之郷、中、伏見）の窓口
（開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）
- ② 郵送：〒505-0192 可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1 御嵩町役場 総務防災課 防災安全係 宛て
- ③ FAX：0574-67-1999（代表）
- ④ E-mail：bousai@town.mitake.lg.jp

※必須項目（氏名等）の記載がない場合、受付できない可能性がありますので、必ずご記入ください。

※口頭や電話でのご意見は受け付けません。

※ご意見に対しての個別の回答は致しませんので、予めご了承ください。

※ご提出いただきました個人情報については、計画策定に関する業務以外の目的に使用しません。